

接客サービス検定において、上級認定者が誕生しました！

山梨県は、15歳以上の知的障害者を対象に、障害者職業能力検定を実施しています。障害者職業能力検定は、一定の評価基準に基づき山梨県知事が認定するもので、障害者が職業に関する技術、技能に習熟し、企業への円滑な就労や障害者の職業意識、職業能力の向上を促進することを目的とし、平成27年度から実施しています。

接客サービス検定、事務アシスタント検定、ビルクリーニング検定、食品加工検定、農業生産検定の計5種が実施されており、このうち接客サービス検定には上級が設置されていませんでしたが、令和6年度に山梨県障害者職業能力検定実施要領を改訂し、これまで中級までとなっていた接客サービス検定に上級を設置しました。

令和7年1月に検定を実施したところ、1名が受検。このほど、上級に認定されました。

認定を受けたのは、山梨県立桃花台学園3年の作地優菜さん。作地さんは、昨年度に同検定の中級の認定を受けていました。



接客サービス検定は、「オーダーテイク」や「注文品のサービス」など、喫茶店での接客サービスについて評価されます。初級の評価項目と比べると、注文を受けるメニューの種類が増えるほか、お客さんからの質問対応が加わるだけでなく、制限時間の設定もあり、コミュニケーションスキルはもちろん、スムーズな対応が求められます。

作地さんは、元気かつスピーディーな対応で高評価を得て、第1号の上級認定となりました。

(写真：山梨県立桃花台学園3年 作地優菜さん)